

## 話題の「モペット」、実は勘違いが多い!? 「モペット」をわかりやすく説明!

最近、街中でさっそうと走り抜ける姿を見かけるようになった「モペット（モペッド）」、次世代モビリティとして注目されており、とりわけ若者を中心に人気があるようですが、使用する場合には運転免許証が必要であることをご存じでしょうか？

そこで本号では、公道でのモペット使用時の注意点に加えて、3輪バイク使用時のミニ知識についても確認したいと思います。

★**2023年7月の法改正**により、要件を満たしたモペットは**“特定小型原動機付自転車”に該当**しますが、本号では現時点で広く普及している“原動機付自転車”に該当するモペットについて取り上げています。

### モペットとは？

◆総排気量50cc以下か出力600ワット以下のエンジンやモーターを搭載したペダル付きの原動機付自転車のこと。「モペット」とは「モーター」と「ペダル」を合わせた造語。「MOTOR」と「PEDAL」を組み合わせて「Moped」から由来しているといわれる。

### 主な電動モビリティの特徴



### モペットの特徴

★**排気ガスがない**→ガソリンエンジンを使用しないため、排気ガスを出さず、環境に優しい。昨今では、様々な場所で電源も確保できるため手軽な乗り物といえる。

★**静粛性**→ペダルでこいだり、モーターで駆動したりできるので、とても静かに走行できる。現代の騒音問題を緩和することも可能といえる。ただし、急に背後から身体すれすれを通過された時には、音がなく接近を感じ取れない分、大変危険な場面も発生している。

★**運搬が容易**→折り畳みが可能で手軽に運搬できる機種が多くあり、「自動車でロングドライブ後、車に積み込んだモペットに乗換えて散策する」、このようなことも容易にできる。

最高時速20kmを超えない車体は16歳以上なら運転免許不要で車道左端などを走行する

時速6km以下に制御された車体は普通自転車が通行可能な歩道などを通行できる

2輪の車体にモーターが付いたもののうち、ペダルをこがなくても電動で自走するもの。「原付バイク」に分類され、運転免許が必要。ヘルメット着用が義務  
**歩道は通行できない**

スケートボードにモーターが付いたもの。加速や減速をリモコンで操作するタイプが多い。  
**公道は、歩道も車道も原則通行できない**

### 電動アシスト自転車とモペットとの主な違い

モペット	電動アシスト自転車
(運転免許証) <b>必要</b>	(運転免許証) <b>不要</b>
(道路交通法) <b>原動機付自転車</b> ※歩道、路側帯、自転車道の走行は不可	(道路交通法) <b>軽車両</b> ※あくまでも自転車の取り扱い
ペダルをこがなくても原動機だけで走行可能	ペダルをこがないと前に進まない
ヘルメット着用、ナンバープレート等の装着、自賠責保険の加入が必須、軽自動車税が毎年必要（排気量により2,000円又は2,400円）	時速24キロに達するとアシスト機能が切れる

## モペット使用時の注意点



**モペットは運転免許不要の自転車ではなく、  
運転免許が必要な「原動機付自転車」です！**

- 原動機を使用せずにペダルをこぐだけで乗車中も原動機付自転車扱いとなるが、運転手自身は自転車と勘違いして、取り締まれるケースが多い。
- 通販でフル電動自転車として手軽に購入できるが、保安装置の装着は自身で行わなければならないことが多い。（“公道走行不可”と小さく表示有り）



警察庁の発表では、モペットの全国での摘発件数は、2023年では345件で前年比3.6倍。人身事故も2倍以上の57件で急増しているといわれています。  
「え？ペダルがあるから自転車だと思って運転していた」という人も多く、商品説明をよく見ないままインターネットで購入し運転されている方も多いとのこと。

たくさんの商品が開発され、「所定の条件を満たせば免許不要で…」のような乗り物が増えています。それらの条件がしっかり周知徹底されないまま購入でき、乗車できてしまう現状も考えものですね。

モペットは電動バイク（原付バイクと同じ扱い）でありながらも、**自転車のフリをして乗っている人が多くいる**というのが現状です。バレないだろうと保安部品を揃えなかったり、**無免許で乗ったりするのは法律違反**なので絶対に避けましょう。

### 3輪バイクで歩道を通行すると違反になります！

わが国では以前から宅配ピザやファミリーレストランなどのデリバリーサービスが普及していましたが、新型コロナウイルスの影響によるリモートワークや外食制限がその需要を急速に高める一因にもなったと筆者は感じています。

さて、近年は自転車によるデリバリーを多く見かけますが、3輪バイクに商品を積んでデリバリーしている光景もよく見かけますね。

そこで、3輪バイクの法的位置付けの注意点について確認しておきたいと思います。



道路交通法第2条第3項第2号には、下記のとおり**歩行者の規定**が記されています。

「大型自動二輪車又は普通自動二輪車、二輪の原動機付自転車、二輪又は三輪の自転車その他車体の大きさ及び構造が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当する車両（これらの車両で側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く。）を押して歩いている者」

このように、**バイクは押して歩くことにより車両扱いではなく歩行者として扱われるのですが、注目すべき点は“2輪”に限られている**ところです。

つまり、**3輪バイクは歩道を押して歩いても歩行者とみなされず、取り締まりの対象**となります。

なお、エンジンを切った状態の二輪バイクで歩道を押して歩く際には、歩行者の邪魔にならないようにすることはもちろん、マフラーやエンジン部分は熱を持った状態なので、歩行者に接触しないように十分に注意しましょう。

弊社は損害保険会社7社、生命保険会社8社、少額短期保険会社1社を取扱い、お客様の企業経営から個人のライフプランまで総合的なリスクマネジメントをご提案いたします。

現在弊社以外でご契約の保険の証券診断も承りますので、お気軽にご相談ください！

弊社では、募集品質の改善・向上への取り組みの一環として、お客様から忌憚ないご意見やご感想を伺っております。是非ともご協力ください！

“お客様アンケートのサイト”



[アンケート-東京セントラル\(tokyo-central.co.jp\)](https://tokyo-central.co.jp)



◆弊社ホームページで「TOKYO CENTRAL NEWS」のバックナンバーを掲載しておりますので、是非ともご参照ください。